

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年12月17日(2015.12.17)

【公表番号】特表2014-530954(P2014-530954A)

【公表日】平成26年11月20日(2014.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-064

【出願番号】特願2014-538972(P2014-538972)

【国際特許分類】

C 09 D 133/00 (2006.01)

C 09 D 163/00 (2006.01)

C 09 D 133/06 (2006.01)

C 09 D 7/12 (2006.01)

【F I】

C 09 D 133/00

C 09 D 163/00

C 09 D 133/06

C 09 D 7/12

【手続補正書】

【提出日】平成27年10月23日(2015.10.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0086

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0086】

当業者であれば、全体として捉える把握されるべき、この文書に示される記載内容を考慮することで本発明を実施することが可能であろう。上記の発明を、明確な理解を目的として実例及び例示としてある程度詳細に説明したが、当業者であれば、付属の特許請求の範囲内において一定の変更及び改変を行いうる点は認識されるであろう。本発明のより完全な理解を与えるために多くの詳細及び例を記載した。本発明をその好ましい形態で開示したが、本明細書に開示及び説明される本明細書の具体的な実施形態及び実施例は、限定的な意味で捉えられるべきではない。当業者であれば、本説明文を考慮することで、本発明が多くの方法で改変可能である点は直ちに明らかとなるはずである。本発明によれば、本発明の主題は、本明細書に開示される異なる要素、特徴、機能、及び/又は性質のすべての組み合わせ、及び部分的組み合わせを含むものとみなされる。

本発明の実施態様の一部を以下に記載する。

【項目1】

(a) ガラス転移温度が35以上で、かつ分子量が少なくとも35,000g/molのアクリル樹脂Aと、

(b) ガラス転移温度が57以上で、かつ分子量が少なくとも60,000g/molのアクリル樹脂Bと、

(c) カルダノールにより60:40の比に修飾された、分子量が3000で、かつヒドロキシル当量が約720のエポキシ樹脂と、を含むコーティング組成物。

【項目2】

前記アクリル樹脂Aが、メタクリル酸メチル、メタクリル酸n-ブチル、メタクリル酸イソブチル、メタクリル酸エチル、メタクリル酸プロピル、メタクリル酸ヘキシル、メタクリル酸エチルヘキシル、メタクリル酸2-エチルヘキシル、メタクリル酸シクロヘキシル、他の脂肪族メタクリル酸エステル、及びこれらの組み合わせからなる群から選択され

る少なくとも 2 種類の (メタ) アクリル酸アルキルエステルのモノマーからなる群から選択される、項目 1 に記載のコーティング組成物。

[項目 3]

前記アクリル樹脂 A が、メタクリル酸メチルとメタクリル酸 n - ブチルとの組み合わせを含む、項目 2 に記載のコーティング組成物。

[項目 4]

前記アクリル樹脂 B が、メタクリル酸メチル、メタクリル酸 n - ブチル、メタクリル酸イソブチル、メタクリル酸エチル、メタクリル酸プロピル、メタクリル酸ヘキシル、メタクリル酸エチルヘキシル、メタクリル酸 2 - エチルヘキシル、メタクリル酸シクロヘキシル、他の脂肪族メタクリル酸エステル、及びこれらの組み合わせからなる群から選択される少なくとも 2 種類の (メタ) アクリル酸アルキルエステルのモノマーからなる群から選択される、項目 1 に記載のコーティング組成物。

[項目 5]

前記アクリル樹脂 B が、メタクリル酸メチルとメタクリル酸 n - ブチルとの組み合わせを含む、項目 4 に記載のコーティング組成物。

[項目 6]

前記アクリル樹脂 A が、組成物の全重量に対して 1 ~ 20 重量 % の量で存在する、項目 1 に記載のコーティング組成物。

[項目 7]

前記アクリル樹脂 B が、組成物の全重量に対して 1 ~ 30 重量 % の量で存在する、項目 1 に記載のコーティング組成物。

[項目 8]

前記エポキシ樹脂が、組成物の全重量に対して 1 ~ 30 重量 % の量で存在する、項目 1 に記載のコーティング組成物。

[項目 9]

前記組成物が、乾燥剤、分散剤、充填剤、レオロジー調整添加剤、ゴム、及び溶媒からなる群から選択される添加剤を含む、項目 1 に記載のコーティング組成物。

[項目 10]

前記乾燥剤が、ナフテン酸コバルト、ナフテン酸カルシウム、ナフテン酸ニッケル、ナフテン酸マンガン、オクタン酸ニッケル、オクタン酸コバルト、オクタン酸ジルコニウム、又はこれらの組み合わせからなる群から選択される、項目 9 に記載のコーティング組成物。

[項目 11]

前記乾燥剤がナフテン酸カルシウムである、項目 9 に記載のコーティング組成物。

[項目 12]

前記乾燥剤が、組成物の全重量に対して 0.1 ~ 5 重量 % の量で存在する、項目 9 に記載のコーティング組成物。

[項目 13]

前記分散剤が、Antitera U である、項目 9 に記載のコーティング組成物。

[項目 14]

前記分散剤が、組成物の全重量に対して 0.1 ~ 5 重量 % の量で存在する、項目 9 に記載のコーティング組成物。

[項目 15]

前記充填剤が、炭酸カルシウム、粉碎シリカ、ヒュームドシリカ、沈降シリカ、無水ケイ酸、タルク、粘土、炭酸マグネシウム、ブラックオキサイド、酸化チタン、鋳型用プラスチック、硫酸バリウム、酸化亜鉛、マイカパウダー、ベントナイト、ガラス粉末、ベンガラ、カーボンブラック、グラファイト粉末、アルミナ、又はこれらの組み合わせからなる群から選択される、項目 9 に記載のコーティング組成物。

[項目 16]

前記充填剤が、組成物の全重量に対して 1 ~ 10 重量 % の量で存在する、項目 9 に記載

の組成物。

[項目 17]

前記レオロジー調整添加剤がアエロジルである、項目9に記載の組成物。

[項目 18]

前記レオロジー調整添加剤が、組成物の全重量に対して1～10重量%の量で存在する、項目9に記載の組成物。

[項目 19]

前記溶媒が、キシレン、トルエン、酢酸ブチル、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン；メタノール、エタノール、プロパノール、ブタノール、ジアセトンアルコールなどのアルコール、若しくは他の芳香族炭化水素系の溶媒、アルコール、又はこれらの混合物からなる群から選択される、項目9に記載の組成物。

[項目 20]

前記溶媒が、組成物の全重量に対して20～80重量%の量である、項目9に記載の組成物。

[項目 21]

前記ゴムが、組成物の全重量に対して0.1～2重量%の量で存在する、項目9に記載の組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) ガラス転移温度が35以上で、かつ分子量が少なくとも35,000g/molのアクリル樹脂Aと、

(b) ガラス転移温度が57以上で、かつ分子量が少なくとも60,000g/molのアクリル樹脂Bと、

(c) カルダノールにより60:40の比に修飾された、分子量が3000で、かつヒドロキシル当量が約720のエポキシ樹脂と、を含むコーティング組成物。